

第5章 計画の実現に向けて

5.1 各種まちづくり手法の活用

今後の都市づくりは本計画を基本としながら、各分野の個別計画等との連携、調整を図るとともに、各種制度や事業を活用しながら推進していく。

5.1.1 個別計画に基づく具体化

本計画は、長期的な視点に基づく本市の都市づくりの基本的な方針を示す計画であり、本計画に掲げた方針の具体化に向けては、各分野の個別計画に基づき施策、事業を展開していくこととなる。本計画と個別計画との連携、調整を図りつつ、必要に応じて個別計画の作成、見直しを行う。

5.1.2 地域地区の運用・見直し

本市の都市計画区域は非線引き都市計画区域であり、都市計画区域内に用途地域を指定するとともに、ハンタ（崖）緑地や重要な歴史・文化遺跡周辺を中心に風致地区を指定、用途地域外の全域で特定用途制限地域を指定している。

風致地区は、都市の風致を維持するために定める地域地区であり、風致地区の指定により、本市の豊かな自然環境や伝統的空間に恵まれた都市環境の維持を図っている。

また、特定用途制限地域は用途地域が定められていない土地の区域内において、地域の実情に応じ、良好な環境の形成または保持の観点から立地が望ましくない用途および規模の建築物を特定し、その立地を制限するものであり、本市では「産業環境地区」、「幹線道路沿道地区市街地型」、「幹線道路沿道地区農村型」、「リゾート環境地区」、「居住環境保全地区」の5つの地区を設定している。

これらの地域地区については、本市の良好な都市環境を維持していくために、引き続き適切に運用していくが、本市の目指す都市像に即した施策や事業等については、土地利用のあり方について柔軟に検討を行っていく。

5.1.3 地区計画等による規制・誘導

地区計画制度は、ある一定のまとまりをもった地区を対象に、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地等に関する事項をきめ細かく定め、開発行為や建築行為を規制・誘導することにより、その地区の実情に合った良好なまちづくりを推進する制度である。

本市では、土地区画整理事業による基盤の整備等とあわせて佐敷津波古地区および垣花地区において地区計画が都市計画決定されており、今後も本計画に掲げた土地利用の実現に向けて、既に市街化が進んでいる場所についても、安全性・快適性の向上を図るため、都市計画法に基づく「地区計画」の活用も検討する。

5.1.4 景観まちづくり

本市は景観行政団体であり、「南城市景観まちづくり計画」に基づき、南城市らしい自然景観や歴史・文化遺産を活かした景観、周辺と調和した市街地景観の創出に向けた景観まちづくりを推進している。

必要に応じて「南城市景観まちづくり計画」の見直しを検討するとともに、今後、特に良好な景観形成が必要な場所は、「景観まちづくり重点地区」として位置づけ、景観の保全や整備等の取組を重点化することを検討する。

5.2 計画の推進体制

全体構想において示した将来都市像や都市づくりの目標、地域別構想において示した各分野の方針の実現に向け、庁内部署と連携するとともに、関係機関との連携体制、多様な主体とともに都市づくりを推進する協働体制を整備する。

5.2.1 協働のまちづくりを支援する体制づくり

地域に根差した都市づくりを実現していくためには、都市づくりの主役である市民や自治会等の地域コミュニティ団体、地域の事業者の参画が必要である。都市計画提案制度[※]や地元説明会の場を活用しながら、各主体が、自らが都市づくりの主体であるという認識を持つとともに、共通の目的意識を持って、役割と責任を担う協働体制を整備する。

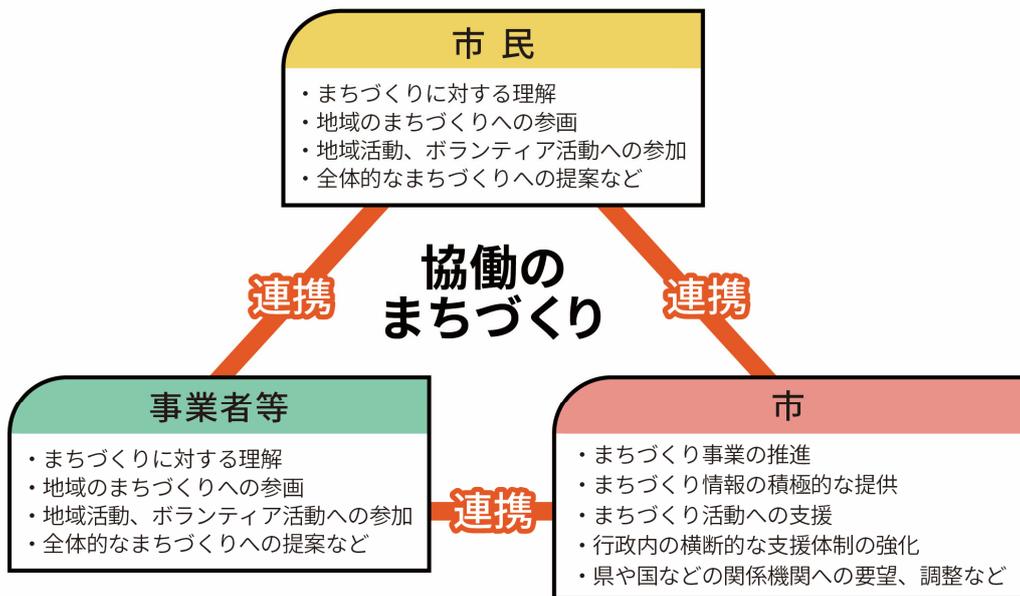


図 協働のまちづくりの体制イメージ

※ 都市計画提案制度とは、土地の所有者やまちづくり NPO 法人等が一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案できる制度として、都市計画法第 21 条の 2 に規定されている。

5.2.2 庁内連携体制の構築と人材育成

本計画に掲げた都市づくりの実現に向けては、都市計画や都市整備だけでなく、産業、防災、福祉、子育て等の各分野と連携しながら都市づくりの一体性を確保することが必要である。そのため、本計画を庁内の関係部局と共有し、各個別計画との連携を図る。

研修や地域における実践的な都市づくり活動を通じて市職員の知識の取得や専門性を向上させるなど、庁内における人材育成にも努める。

5.2.3 国、県等の関係機関との連携強化

国、県等が推進する関連計画との連携を図り、総合的な都市づくりを推進する。

分野別方針等に位置づける施策の推進にあたっては、都市計画分野だけでなく、観光、農業等の多様な分野の関係機関と協力しながら協議、調整を図り、都市づくりを推進する。

5.3 計画の見直し

本計画は、長期的な視点に基づく本市の都市計画の基本的な方針であり、概ね20年後の都市の姿を展望した上で方針を設定している。

目標までの中間点にあたる10年を目途に見直しを実施するものとするが、上位・関連計画の改定や本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。

なお、計画の見直しにあたっては、南城市デジタル田園都市構想に基づき推進するAIカメラの活用やデータ連携基盤構築等の施策の進捗に応じ、デジタル技術を活用して取得したデータを効果的に活用する。

